

宮崎県立美術館運営ビジョン

1 運営ビジョン策定の背景

宮崎県立美術館は、平成7年の開館以来「県民に親しまれる開かれた美術館」を目標に掲げ、本県の美術文化の振興のため、様々な展示事業や教育普及事業、美術品等の資料整備など、美術館の使命となる各種事業を20年間にわたり展開してきた。特に、教育普及活動に積極的に取り組み、各種美術講座や教室、美術作家による公開制作、館外で美術品等を紹介する移動美術展や移動鑑賞教室、教育普及的要素を充実させたコレクション展「たんけんミュージアム」などを毎年開催し、一定の成果や評価を得てきたところである。

一方で、自主企画展の開催や図録・研究紀要等の刊行が少ないことなどに見られるように、調査研究体制が十分ではない現状への課題認識がある。また、平成14年度を最後に凍結されていた宮崎県美術品等取得基金による美術品等の収集が条例改正により再び可能となったことにも鑑み、調査研究や作品等の収集などの機能をより充実させていく必要がある。

さらに、近年、高齢化社会等への対応が求められるとともに、例えば美術館・博物館を地方創生や観光振興のコンテンツとして活用する地方自治体が注目を集めるなど、美術館を取り巻く環境が著しく変化してきている中であって、社会的ニーズの変化に柔軟な対応ができる体制の整備が求められる。

そこで、宮崎県教育委員会は、学芸課における業務・責任体制の明確化を図るため、平成29年度から学芸課を再編し、学芸担当と企画・普及担当の2担当制とする組織改正を行ったところであり、当館の運営のあり方もこれに合わせて見直していくこととなる。

さらに、博物館法第9条の規定により、美術館はその運営状況の評価を行うよう努めなければならないが、その実施のためには、評価基準の元となる運営計画（ビジョン）が必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、新たに運営ビジョンを策定する。

2 運営ビジョン策定の目的

これまでの活動を発展継承させるとともに、時代の変化や利用者の様々なニーズに応えることのできる美術館として一層の充実を図るため、当館の運営について全般にわたる見直しを行い、今後10年間を見通した運営ビジョンを策定し実行する。

3 運営ビジョンの期間

運営ビジョンの期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行う。

4 運営ビジョンの基本理念

県立美術館は、「**美術文化の拠点として県民に親しまれる開かれた美術館**」を目標とし、その実現のために次のコンセプトに基づき組織一体となって活動していく。

(収集・保存と調査研究)

(1) 郷土を核とした美術文化を発掘・保存・研究し、未来に継承する美術館

本県出身及びゆかりの作家を核とした国内外の優れた作品・資料等を体系的に収集してコレクションを形成し、良好な状態で保存し次代に引き継ぐとともに、美術館の様々な活動の充実を図るため、調査研究に努める。

(展示と教育普及)

(2) 県民の美術に対する興味・関心を高め、理解を深める美術館

調査研究の成果を活かしながら、県民の美術に対する興味・関心を高め、理解を深めるとともに、県民の感性を豊かにして新たな知見・創造・感動をもたらすような展覧会や普及事業等を行う。

(広報・発信と連携・参画)

(3) 積極的な情報発信に努め、美術を通じた交流を促進する美術館

美術館の事業や県内外の美術の動向等について積極的に広報・発信するとともに、地域住民や様々な機関等との連携・協働を促進することで、県民が美術を通じて交流し主体的に美術活動に参加・参画できる文化的土壌を整える。

(文化を通じた地域振興)

(4) 地域文化と生涯学習の拠点として、活力ある地域社会づくりに貢献する美術館

既成概念にとらわれない自由な発想で、美術との新たな出会いや発見、美術を通じた観光需要を喚起する取組等に挑戦し、その効果を県下全域に広げることにより、美術を通じて誇りと活力に満ちあふれる地域社会の実現を目指す。

(管理・運営と付帯施設)

(5) 全ての利用者に安らぎと憩いの場を提供する美術館

効率的で安定した管理・運営のもと、子どもたちや高齢者、障がい者など、全ての利用者にとって快適な環境を整え、ミュージアムショップ等の付帯施設を含めて心地よい空間と良質なサービスを提供する。

5 美術館運営の基本方針

運営ビジョンの基本理念を実現するため、次に掲げる美術館運営の基本方針により業務に取り組む。

(1) 収集・保存

館が定める明確な方針や計画に則り、体系的・継続的に質の高い作品・資料を収集し、独自性のある充実したコレクションを形成する。また、保存と公開のバランスに配慮しながら、作品の良好な保存状態と展示環境の維持管理を行う。

【取組項目】

① 作品の購入及び寄贈作品の受入

収集方針に合致する作家や作品について継続的に調査し、作家やその関係者、美術商等との十分な交渉を経て適正な評価額で作品購入又は寄贈受入を行う。

② 作品の修復等

収集した作品を安全に保管・展示できる状態に保ち、より美しい状態で鑑賞に供するため、計画的に修復や額装等を行う。

③ 保存環境の整備

温湿度、虫菌害の発生状況及び作品の保管状況等の日常的な点検に加え、定期的に外部委託による環境調査及び燻蒸を行い、適切な保存環境の維持に努める。

④ 大規模災害への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、高い危機管理意識をもって収蔵作品の適切な保護に努めるとともに、地域の文化財保護に資する環境づくりに貢献する。

(2) 調査研究

館の方針に基づき、様々な美術館活動の基盤となる調査研究を充実させ、収集・保存、展示、教育普及、広報、管理運営等の企画立案・遂行に反映させる。また、その成果を広く公表することで、美術館活動の更なる質の向上を図る。

【取組項目】

① 研究紀要の発行等

研究の成果を広く公表するため、定期的な研究紀要の発行や図録・目録の発行に努めるとともに、広報誌や研究誌・新聞・雑誌等への寄稿を積極的に行う。

② 郷土作家等の情報収集及び作品調査

作家やその関係者、関係機関、専門家、美術商等を対象に郷土作家や収蔵作家の継続的な情報収集や作品調査を行うことにより、作品収集や展示等を充実させ、更なる研究につなげる。

③ 作品解説等の執筆

収蔵作家・作品の詳細な調査を行い、正確な情報を整理するとともに、作家・作品解説を執筆し個票及びデータシートにまとめることにより、研究や展示・普及等に活用する。

④ 講義・鑑賞会等の実施

調査研究の発表の場として、展示や普及事業等の機会に合わせて講義や鑑賞会・ギャラリートーク等を行う。

(3) 展示

調査研究によって裏付けられた多彩なテーマにより、作品・資料の展示を行い、その魅力や価値を紹介することで、県民の多様な関心に応えるとともに、感性を豊かにする場を提供する。

【取組項目】

① コレクション展の開催

県民に作品の魅力を伝えるとともに、新たな興味を喚起するような様々なテーマのもと、収蔵作品を広く公開し、郷土作家の作品や国内外の名品の鑑賞の場を提供する。

② 特別展の開催

県民のニーズに応え、様々な分野の優れた作品を紹介するため、作家や作品、美術様式、時代等のバランスに配慮した多彩な特別展を開催する。

また、郷土作家や本県ゆかりの作家、収蔵作家やその関連作家を中心に独自のテーマを設定した自主企画展や他館との交換展等を企画する。

③ 館外展示の実施

遠隔地等、身近に作品を鑑賞する機会が少ない地域や県民を対象に、県内各地での収蔵作品の展示等を行う。

(4) 教育普及

美術をより身近で理解しやすく、広く楽しめるものにするために、様々な対象に向けた講座・教室等や、県内各地でのアウトリーチ活動を行う。また、県民の美術学習や鑑賞・創作活動を支援するための美術情報を整備し提供する。

【取組項目】

① 成人向け講座等の実施

県民の美術への興味・関心を高め、美術に関する知識・技術の向上や創作意欲の喚起のため、県内外の講師を招いて、成人向け講座や講演会等を行う。

② 子ども向け教室等の実施

子どもを美術に親しませ、豊かな情操を育むとともに、美術に対する理解を深めさせるため、様々な表現形態や素材を用いた鑑賞・創作教室を実施する。

③ 美術図書室・映像施設等の充実

県民の美術に関する学習・鑑賞・創作活動を支援するため、美術図書や美術資料、映像資料等を幅広く収集・整備し、閲覧に供する。

④ 館外での教室・講座等の実施

遠隔地等、身近に美術に親しむ機会が少ない地域や県民を対象に、県内各地の施設や学校等で、教室や講座等を行う。

(5) 広報・発信

館の収蔵作品や展覧会、講座・教室等の事業について、様々な媒体を使って戦略的・効果的な広報活動を行い、県民の参加・参画を促進するとともに、美術館の社

会的役割についても積極的に発信し、美術館活動への関心と理解を深める。

【取組項目】

① 広報誌の発行

収蔵作品や展示・普及事業の告知・報告等を掲載し、館の事業を広報するとともに、県民の美術に対する興味・関心を高めるため、広報誌を発行する。

② ホームページ等の充実

館のホームページ、SNS等を積極的に更新し、タイムリーな広報を行うとともに、収蔵作家や作品の情報を広く提供する。

③ 関係機関への情報提供

報道機関へのプレスリリースや訪問等による広報活動をはじめ、情報誌等の媒体に対する情報提供、掲示板等を利用した庁内への広報活動を積極的に行う。

④ 広報資料の提供

特別展のポスター・ちらし等をはじめ、年間の事業カレンダーや各事業の告知・報告資料等の広報資料の計画的な提供を行う。

(6) 連携・参画

地域や様々な機関、ボランティア等と連携・協働した事業の実施や教材等の開発、体験活動の受入れ、創作・発表の場の提供等により、美術を通じた交流を促進し、県民が主体的に美術や美術館活動に参加・参画できる環境を整備する。

【取組項目】

① 地域における美術制作事業の実施

県内各地域において、県内外の美術作家が制作やワークショップ等を行うアウトリーチ事業を、地域組織や住民と協力して展開する。

② 他の文化施設や学校教育、ボランティア等との連携

県内外の美術館をはじめ、文化施設や学校、サポーター（ボランティア）等と連携し、事業実施や教材等の開発、体験活動の受入れ等を行う。

③ 創作・発表の場の提供

アトリエや県民ギャラリー等貸出施設の利用を促進し、県民や県出身者等の創作・発表活動を支援する。

④ 宮崎県美術展の開催

広く県民に作品発表と鑑賞の機会を提供し、本県美術の振興を図るため、県民や県出身者等を対象とした公募展を開催する。

(7) 人材育成

職員の資質向上を図る取組を推進するとともに、高い専門性を確保するため、適正な人事配置に努める。また、学芸員を志す学生の博物館実習等の受入を行う。

【取組項目】

① 職員の人材育成等

職員の専門性を向上させるため、各種研修会議への参加、県外視察、館内研修等を積極的に実施することにより、職員の人材育成を推進するとともに、高

い専門性を有する職員の確保を図るため、適正な人事配置に努める。

② 博物館実習の受入

美術館は、学芸員をはじめとする専門的人材を育成する役割を有していることから、館務に支障のない範囲内で組織的に博物館実習を受け入れる。

(8) 管理・運営及び付帯施設

館の設置目的や使命を達成するため、組織構成、予算措置、施設・設備の整備等の活動基盤を確保し、効率的で安定した管理・運営を行う。また、付帯施設とも連携して快適な空間と質の高いサービスを提供し、利用者の満足度を高める。

【取組項目】

① 施設・設備の適切な管理

美術館の正常な機能と安全、利用者が快適に過ごせる空間を確保するため、防災・防犯や危機管理対策を徹底するとともに、施設・設備の定期的な点検や補修・改善を行い、その維持管理に努める。

② 施設の積極的な活用

アートホールやアートシアター等を県民に幅広く開放するユニークベンチャー等の取組により、美術館の利用促進を図る。

③ 環境衛生の維持

館の環境衛生を守るため、法律等の規定に従い必要な調査・処置を定期的に行い、環境の維持に努める。

④ 付帯施設との連携

ミュージアムショップや喫茶室等と連携し、館全体で県民の多様なニーズに応えることのできる質の高いサービスを提供する。